

平成十五年九月定例会

一般質問要旨

自由民主党広島県議会議員会

石橋良三

自由民主党広島県議会議員会の石橋良三でございます。

今次定例会では、補正予算をはじめとして、県政の重要課題を巡って論戦が繰り広げられてまいりましたが、私の質問で最後となりました。日頃の私の思いを披露しながら、質問を締め括りたいと存じます。

■「民主主義」とは何か

戦後、我が国は民主主義体制を採用し、議会制民主主義による国家運営がなされております。

「最大多数の最大幸福」を求める自由主義、資本主義に基づくアメリカ型の「自由民主主義」的な形態と、朝鮮民主主義人民共和国のような体制を包含する「人民民主主義」的な形態をもつ国家とがあります。

どちらの体制にも「民主主義」という表現が使われているのであります。

では、いったいこの「民主主義」とは何なのか。

今私達にとって「民主主義」という言葉は、今さらながら問うまでもなく、あたり前のこととして意識の中に入り込んでいます。

例えば、「それは民主主義にかなったことであるのか」というように、問う人はいても、「では、民主主義とは理にかなったことであるのか？」と問う人はほとんどいないのであります。

では我々は「民主主義」について何を知っているのかと振り

返ってみると、実はそれについてほとんど知らないに等しいのであります。国民主権とか、基本的人権のようなスローガンは知っているけど、このスローガンはどのような歴史とイデオロギーを背負っているのかということになると、誰もが驚くほど僅かなことしか知らないのであります。

我々は、自分達もよく知らないイデオロギーを何の吟味もなしに受け入れて、さらに次の世代にもそのまま譲り渡そうとしているのであります。

■アメリカ独立宣言に見る「民主主義」の前提となるもの

「民主主義とは何なのか」などと今更言うまでもない、あたり前のことだという先入観を拭い去って、戦後日本に入ってきた未知なるもの、不気味なものとしての「民主主義」をもう一度日本の「歴史、文化、伝統」に根ざして検証する必要があるのではないかと思えるのであります。

あの有名なアメリカ独立宣言の中の一節に、「すべての人間は平等につくられている。すべての人間は創造主によって誰にも譲ることのできない一定の権利を与えられている。これらの権利の中には、生命、自由及び幸福の追求が含まれる」と書いてあります。

私は、様々な要素がある中で、近代民主主義が理論として成り立ち得るか否かは、「誰にも譲ることのできない一定の権利」即ち「人権」という概念が、本当に正しく根拠に裏付けら

れた権利を語っているか否かという一事にかかっていると言っても過言ではないと思うのであります。

「すべての人間は創造主によって」与えられた「権利」という考え方は明らかにキリスト教の教義に根ざしたものであります。しかし、神から与えられた「権利」ならば、その前提となる「神に対する義務」を定義するものがなければならないはずであるのに、それがどこにも見当たらないのであります。

■「人権思想」に欠落したもの

「権利」とは、無条件で発生するのではなく、あらかじめ何らかの根拠があって、それに基づいて「正しい」と認められる要求のことであるはずなのに、いきなり何の根拠もなしに、無条件に「権利」が発生することはあり得ないのであります。

神の名のもとに「権利」が授けられていながら、いつのまにか「神への義務」は放り出され、キリスト教信者でない人達の間にも通用するもののごとく、ただ「権利」のみが一人歩きを始めたのであります。

このように、近代民主主義の中核をなす「人権思想」は、何の義務も伴わず、何らの根拠もない、まやかしの思想だと思うのであります。

日本国憲法第九十七条に「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって...、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権

利として信託されたものである。」とありますが、私達はいったい誰からどういう根拠に基づいて「侵すことのできない永久の権利」をもらったのか。そもそも、「侵すことのできない永久の権利」とは誰が決めたのか。ここに大きな誤解があると思うのであります。

さすがに近年になって、この「人権」という概念なるものはキリスト教思想の産物であって、「人類普遍」の概念でも何でもないといいた指摘が各方面からなされるようになりました。

翻って我が国はどうでありましょうか。

■占領政策の固定化をもたらした日教組教育

戦後七年間にわたるGHQの占領下の諸改革によって劇的な変容を強いられました。それは単に「軍国主義」の払拭というような生易しいものではなく、我が国の基盤となる精神を根底から覆すことを目的とした「初期対日占領方針」に基づき、「戦争に対する罪の意識」を徹底的に植え付けたのであります。

このことは、未だに日教組を通じて我が国の教育現場で「平和教育」「民主教育」の名のもとに、GHQの意志がそのまま行われているのであります。

どの国にも先人達が営々と築いてきた悠久の歴史と文化があるにもかかわらず、近代民主主義は、そのような歴史的文化的背景もなく、一宗教的観念をベースとした、誠に軽薄な一部思想家の概念に過ぎないのであります。

占領軍はこのような概念を我が国憲法をはじめ、「戦争に対する罪の意識」を一方向的に植え付けながら、様々な改革を断行したのであります。

もちろんすべてが悪いというわけではありませんが、少なくとも、国家形成の根幹を成す教育において徹底的にこの概念を植え付けてきたことは、占領政策の大きな成果と言わざるを得ないのであります。

ここに、戦後の長きにわたる日本人の精神的混乱の原因があり、教育荒廃の原因もここに存在していると言わざるを得ません。

国民の多くは日本人としての自信と誇りを喪失し、正義・公正を重んじる心を見失い、倫理観・使命感は忘却の彼方に追いやられ、家族の絆が希薄化し、社会は正に危機的な状況に直面しております。

人間としての正しい生き方とは何かを念頭に置き、日本人としてのアイデンティティを確立し、人格を備えた、我が国、我が県の次代を担う人材の育成なくして、日本の将来も、広島県の将来も語れないと思うのであります。

こうした危機感を持って、教育問題を中心として質問をいたします。

一、 是正指導の総括と教育改革の推進

■増え続ける教育現場の犠牲者

質問の第一は、是正指導の総括と教育改革の推進についてであります。

旧文部省の是正指導以来、本県教育の正常化の進展は目覚ましいものがあり、私としても、その成果を称えるのに吝かではありません。

しかしながら、本年3月、尾道市立高須小学校で起きた、民間出身の慶徳校長が自殺された事件、そして山岡教育次長の自殺と、誠に痛ましい事態となったことは、極めて遺憾であり、痛恨の念を禁じ得ないところであります。

県立世羅高校の石川校長の自殺以降、本県では、実に9名もの現職教職員が自殺により命を落しているという、全国でも例を見ないような、学校現場の異常な状況があります。

その背景には、広教組、広高教組、解放同盟が長年にわたって教育現場を支配してきた、文部省是正指導以前の、根深い、思想的な問題があり、未だに一部の学校現場では、より潜在的に、より陰湿に、より巧妙に、彼らのイデオロギーが持ち込まれているのであります。

これを放置しておくならば、次の犠牲者が出る危険性がある、と危惧せざるを得ません。

■責任の所在は何処にあるのか

私は、お亡くなりになった方々と、ご遺族の無念を思うとき、この人たちを死に追いやった原因を、徹底的に追求しなければならない義憤に駆られるのであります。

この原因と責任の所在を申し上げるならば、一部団体の政治的イデオロギーを、中立公正であるべき学校現場に無理やり持ち込んできた勢力と、それを許してきた県教育委員会、各市町村教育委員会、そして各議会、並びに、県民市民から選ばれた知事をはじめとする各自治体の長にあると断言できるのであります。

また、このような困難な教育現場の実態がある中で、県及び市町村教育委員会の400名を超える教育委員の姿や声が、一向に私どもには見えて来ないのは何故でありましょうか。

「教育委員は、教育長に殆ど全ての権限を委任しているが、委任者としての責任はどうなっているのか」と、疑問に思うのは、私だけではないと思います。

率直に申し上げて、教育委員会制度発足後50年が経過し、既に形骸化してしまっていると言わざるを得ません。

■知事・首長こそ教育への最終責任を取るべき

私は、現行制度を前提としても、教育行政の最高責任者は、住民から選ばれた当該自治体の行政の最高責任者である知事

並びに自治体の長であるべきであると、敢えて申し上げておきます。

教育現場に、多くの犠牲者を出してきた我が県は、全国に先駆けて、抜本的に教育システムを変えていく責任があります。

そこで、先ず初めに、単に、教育委員会を支援するというだけでなく、本県行政の最高責任者として、県教育行政に対する知事の責任の在り方と決意を、改めて、県民の前にお示しいただきたいと思います。

■違法・不法な「内輪の論理」を克服し、教育者としての自覚と誇りを

是正指導以前の学校現場は、違法・不法な内輪の論理がまかり通る「呪縛」の世界にありましたが、是正指導以降、「同和教育基底論」「八者合意文書」や「2・28文書」などの破棄に象徴されるように、良識ある県民の支持のもとに、「呪縛」の牙城を一つずつ崩してまいりました。

本県の公教育に携わる関係者は皆、こうした経緯を忘れず、県民が支持し、望んでいる方向を見極め、勇気を持たねばなりません。

即ち、教育に関わる全ての教育公務員は、過去のトラウマに囚われず、教育の中立性と公平性の原点に立ち戻り、教育公務員としての自覚と誇りを喚起し、それを阻害する勢力に対して

は徹底的に戦うべきであり、その姿こそが、県民に理解と共感を与えるものと確信をいたします。

ここで、犠牲者の痛恨の叫びを代弁し、県内全ての教育公務員に申し上げます。

『教育という崇高な使命を与えられた皆様方は、もう一度教育者としての原点に立ち戻って、自信と誇りを取り戻してほしい。

子どもたちは、皆様方の人間としての信念と自信に溢れた姿を求めているのです。さあ、勇気を持って立ち上がってください。私達も陰ながら応援していますから。』

私には、犠牲者の方々の声が、このように聞こえてくるのであります。

そこで、これらの点を踏まえ、是正の徹底と教育改革の推進に向けた教育長の決意を、改めて県民にお示しいただきたいと思っております。

二、 教育行政の構造的改革について

■県教育委員会と市町村教育委員会の一元化について

質問の第二は、教育行政の構造的改革についてであります。

初めに、県教育委員会と市町村教育委員会の一元化について質問いたします。

来年度から開校される県立中高一貫教育校は、県教育委員会が直接義務教育たる中学校教育に携わるものであり、正に画期的な取組みであります。

これは、戦後の教育体制である6・3・3制から、6・6制への脱却としても捉えられるべきであり、教育制度の将来のあり方を展望する試みとして、大いに期待するものであります。

一方、高校進学率が97%を上回り、殆どの生徒が高校に進学している現在、小中学校を市町村教育委員会が、高校を県教育委員会が管轄するという旧態依然としたシステムは、もはや教育行政の連続性と一貫性を阻害していると言わなければなりません。

中学校と高等学校の断絶による不連続性の壁が、教育に停滞をつくり出しているのであります。

こうした中で、本県においては、市町村合併という大きな社会変革が急速に進行しており、教育行政の構造的な改革を実施する好機であると言っても過言ではありません。

市町村合併の進展にあたり、県と市町村の役割分担が見直される中、各自治体の教育行政の在り方については、どのような

ビジョンを持っているのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、市町村教育委員会を指導する位置にある県教育委員会は、市町村合併における課題をどのように捉え、どのように指導しているのか、教育長の御所見をお伺いいたします。

■小規模な地教委は既に限界にきている

先ほども申しましたが、中学校卒業後の、殆どの生徒が高校に進学している現在、それを所管する教育行政機関を分ける意味がどこにあるのでしょうか。

そもそも、既に、小規模の市町村においては、例えば、教科書採択事務についても独自で行えないなど、その限界を露呈しており、またこの度の、尾道市教育委員会の山岡教育次長の自殺という痛ましい事件のように、市町村教育委員会が独力では対応できない、機能麻痺に陥ってしまうと判断をせざるを得ない状況が、顕在化しているのであります。

また、小中学校教職員は市町村職員でありながら、採用等の任命権は県教育委員会にあり、その給与は、国庫負担制度に基づく県費負担となっております。

一方、市町村における義務教育指導は、事実上、県の教育事務所が行っており、今後、少子化と学校の統廃合が進展する中で、初等中等教育における6・6制を視野に入れるならば、現在の市町村教育委員会は不要であると申し上げて、決して大胆な発言ではないのであります。

県及び市町村教育委員会の関係を踏まえて、教育行政の現行制度上の課題は何であると考えておられるのか、また、中高一貫教育が持つ6・6制のメリットを視野に入れて、教育行政における指導等の一貫性・迅速性・実効性を確保する観点から、教育事務所が、小中学校と併せて、高校も一貫して所管・指導する方向で、現在の教育行政システムを見直すことについて、教育長の御所見をお伺いいたします。

■広島県全域を「教育特区」とせよ

勿論、現行法制度の枠内では、市町村教育委員会の廃止は困難であると思いますし、地方分権の流れに逆行するとの意見も考えられるところですが、地方分権は「分権」自体が目的ではなく、住民サービスの向上が目的であり、そのためによりよい行政システムを構築することは、時代に逆行することにはならないと考えるのであります。

そこで、広島県全域を構造改革特別区域、いわゆる教育特区として申請し、市町村教育委員会の廃止による県教育委員会の一貫した指導体制を確立し、次代の教育行政システムのモデルを構築することを強く要請いたしますが、このことについて、知事の御所見をお伺いいたします。

■知事部局と県教育委員会を一元化し、教育の無責任体制の払拭を

次に、知事部局と県教育委員会の一元化についてお尋ねいたします。

現行の法制度では、教育行政は知事部局から独立し、県教育委員会が所管するという二元的な体制になっております。

これは、「教育の政治的中立性の確保」という原則に基づき、戦後の占領軍の指導のもとに制定された「旧教育委員会法」により制度化され、今日まで引き継がれております。

ところが、このことが、教育現場を「聖域化」してしまい、最大の教職員団体である日教組のイデオロギーが、事実上、学校現場を蔓延・支配するという、逆説的な状況を生み出してしまったのであります。

また、教育に対する最終的な責任の所在が不明確となり、誰が最終的に教育結果に責任を負うのかが曖昧なままに、肝心の子どもたちは取り残されてしまったのであります。

この弊害を正すために、島根県出雲市では、市長部局に教育委員会の大部分の権限を吸収し、将来的には教育委員会を諮問機関化するという動きがあります。

また、本年4月には、出雲市長ら全国有志の市町村長で構成する「提言・実践首長会」から、教育行政組織や小中学校教職員の任免権を市町村長に移管することなど、教育行政の責任の明確化の観点から傾聴に値する内容を盛り込んだ提案が、文部科学大臣に提出されております。

ついては、知事部局と県教育委員会の一元化について、県民の正当な選挙により、厳粛に選ばれた県の代表者たる知事の教育行政に対する責任を明確にし、ドラスチックな改革の推進を求めるものでありますが、知事の御所見をお伺いいたします。

三、 教育基本法の改正について

■急増する青少年犯罪の実態

質問の第三は、教育基本法の改正についてであります。

さて、教育問題は、今や国民的な関心事となっております。

とりわけ、昨今の青少年の凶悪犯罪や性非行など、あまりの深刻さに、我が国の危機を、まのあたりにする思いであります。

少子化による青少年の減少とは裏腹に、平成14年の刑法犯罪を犯した少年は、14万1千人にも上り、刑法犯全体の4割を超えております。

このような中で、平成9年のサカキバラ少年事件や、先般の長崎園児殺害事件など、「理由なき殺人」を平然と犯す子どもの出現に至たり、また、一方では、援助交際の蔓延という性行動の暴走が日常のこととなっております。

このような、今そこにある危機を乗り越えるためには、我が国の教育のあり方の根源にまで遡らなければならない、そこまで事態は進んでいるように思うのであります。

■教育基本法に欠落した「道徳教育」の根拠

我が国の教育を基定している「教育基本法」は、第1条「教育の目的」において、人格の完成を掲げております。

しかしながら、半世紀以上にわたって努力し続けた結果が今

日のような状況であるならば、「教育基本法」自体を見直す必要があることは、蓋し当然の結論であります。

平成12年の首相の諮問機関である「教育改革国民会議」の報告書に端を発し、本年3月20日に、中央教育審議会から、「教育基本法」の改正の必要性を盛り込んだ答申が出されております。

「教育基本法」は、制定以降、一言一句たりとも修正されず今日に至っておりますが、その制定過程において、当時の占領軍によって、「伝統文化の尊重」、「宗教的情操の涵養」など、重要な規定が削除されるとともに、制定当初、車の両輪と認識されていた「教育勅語」が、占領軍の圧力による衆参両院の失効・排除決議という政治的措置により抹殺されたのであります。

独立回復後、この不完全な状況を補おうとして、幾度かの試みがなされましたが、その都度、教育現場を牛耳っていた日教組という、社会・共産主義を信奉する教職員集団のイデオロギーに基づく反対闘争により、挫折した経緯があります。

■新しい教育基本法に盛り込むべきことについて

そうした歴史的経緯を顧る時、この度の中教審答申は大きな前進であります。重要なことは、新しい教育基本法に盛り込むべき内容であります。

私は、戦後、占領軍によって排除され、現行の「教育基本法」に欠落した要素である、「教育の自主性」、「宗教的情操の涵養

の尊重」、「伝統の尊重」、「道德教育の充実」、「家庭教育における保護者の責任」、「愛国心の涵養」、「家庭・家族の尊重」等が明確に規定されるべきであると考えます。

■日教組の教育介入をもたらした「教育基本法第 10 条」

さらに、日教組の教育介入に利用されている「教育行政」に関する規定である教育基本法第 10 条の問題があります。

教育基本法第 10 条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである。」ことを規定しております。

しかるに、日教組は、第 10 条第 1 項にいう「不当な支配」を、文部省や教育委員会など、教育行政によるものであると主張し、教育をする権利は教員にあるとして、「国旗・国歌反対」、「学習指導要領反対」などの運動方針の論拠としてきたのであります。

なお、これらの主張については、「旭川学力テスト事件」、「福岡伝習館高校事件」等において、「国家の教育権」を認める最高裁判所の確定判決が出ており、既に崩れ去っているのですが、国旗・国歌問題に象徴されるように、法制化後もなお反対を続けるという愚を犯しつづけており、学校現場における日教組の違法な実態を根絶することは、まだまだ相当の困難が伴うことが考えられます。

こうしたことに鑑み、新たな教育基本法においては、「国家としての教育行政の権限の明確化」が不可欠であると考えます。

新たな時代における今後の我が国の教育の理念と方向性を定めるための「教育基本法」の改正について、知事並びに教育長の御所見をお伺いいたします。

四、 教職員組合の問題点について

■教育現場を実効支配してきた「日教組」

質問の第四は、教職員組合の問題点についてであります。

我が国の教職員団体の中でも最大の勢力を持つ日教組は、かつて、「道徳教育」、「国旗国歌」、「愛国心教育」、「学力テスト」などに反対し、違法なストライキを行い、職員会議の最高議決機関化、勤務評定拒否、主任制度の形骸化、各種研修の拒否などを運動し、政治的中立を犯して、特定の左翼主義政党の支持を続けるなど、一貫して教育現場を実効支配してきました。

広島県教職員組合が、かつての日教組の方針を踏襲しており、いささかの変更もないことは、今年度の運動方針を一瞥すれば明らかなのであります。

■かつての日教組そのままの運動方針を掲げる広教組は教育改革の脅威

煩雑ではありますが、その一部を読み上げます。

「ストライキ態勢を確立」「学校管理規則の改悪反対」「主任手当拠出 100%を目指す」「教務主任研修など主任実働化につながる研修に反対」「勤評の実働化阻止」「人事評価制度に反対」「民間人管理職登用反対」「学習指導要領強制反対」「日の丸・君が代・元号強制反対」「教育の国家統制に反対」「有事法

制反対」「日米安保条約破棄を求める運動の推進」「軍事基地撤去など反基地・反自衛隊の運動」などであります。

これらは、是正指導に真向から対立する方針であり、教育の政治的中立を犯し、さらには、「地方公務員法」、「中立確保法」、「教育公務員特例法」などの諸法規に違反する恐れのあるものばかりであります。

是正指導から5年が経過し、県教育委員会をはじめ関係各位の必死の努力を、まるで嘲笑うかのような運動方針を掲げる教職員団体の存在は、本県の教育改革を根本から脅かすものであります。

■「破防法すれすれの団体」日教組は「労働組合」ではない

そもそも広教組は、「労働組合法」に根拠を持つ労働組合ではなく、「組合」という名称は付しておりますが、「地方公務員法」に定める職員団体であり、ストライキなどの争議行為自体が認められていないのであります。

職員団体は、地方公務員法に規定されているとおり、職員が勤務条件の維持改善を図ることを目的として組織する団体又はその連合体であり、当局と交渉できる事項は、勤務条件、福利厚生に係る事項のみであって、管理運営事項は交渉の対象とはならないのであります。

しかるに、広教組は、公務員には許されていない「ストライキ体制の確立」など、勤務条件の維持改善には全くそぐわない、

遙かに逸脱した運動方針を堅持していることは、一目瞭然なのであります。

このような違法・不法行為を奨励し、ためらいもなく実行に移していたかつての日教組に対して、当時、文部大臣であった荒木万寿夫氏は、「破防法すれすれの団体である」と批判しております。

この度の、慶徳校長、山岡教育次長の自殺事件は、日教組全盛当時の状態を思い起こさざるを得ないのであります。

■構成員に違法・不法行為を強いる「広教組」

広教組の運動方針を忠実に実行することは、違法・不法行為を犯すこととなるものであり、地方公務員法上の信用失墜行為となるとともに、政治的中立を著しく犯すこととなり、現行の教育基本法第8条にも抵触する結果となるものであります。

このような運動方針を堅持し、構成員たる教職員に対して、違法・不法行為を奨励している広教組に対して、如何なる認識を持ち、どのように対応すべきと考えているのか、教育長の明快な御所見を、先ずお伺いいたします。

■違法・不法行為を運動方針に掲げる団体を

「職員団体」として登録する人事委員会

次に、人事委員会による職員団体の登録についてお伺いいたします。

地方公務員法第53条には、条例に基づき、一定の要件のもとに、職員団体を人事委員会に登録することができる旨の規定があります。

私は広く県民の皆様に、教育公務員に対して、違法・不法行為を奨励している、広教組という職員団体の活動実態と、その職員団体が公認されているという事実を、知っていただきたいのであります。

人事委員会に登録されるためには、職員団体の規約で「目的及び業務」が定められていることが要件となっております。

また、登録を受けた職員団体が、法の規定に適合しない事実があった時には、人事委員会は条例の定めにより、登録を取り消すことができるようになっております。

■違法・不法行為を奨励する「広教組」は 「職員団体」の登録を取り消すべきである

私が首尾一貫して申し上げておりますように、たとえ職員団体の規約の目的には、その旨を記載していなくても、事実行為として、広教組は、その構成員たる教職員に対して違法・不法行為を奨励しており、そのような職員団体の人事委員会における登録は取り消されるべきであります。

折りしも、先月、人事委員会においては、卒業式で国歌斉唱の

指導をしなかった府中市立小中学校の校長16名が、県教育委員会の戒告処分の取り消しを求めて不服申立てを行っていた事案について、申立てを取り下げた7名を除く、9名全員の請求を棄却するという判決を下されております。

極めて良識ある判断であると思いますが、この判決に照らしても、「日の丸」「君が代」強制に反対し、徹底的にたたかいます。」という広教組の運動方針は、全く反対の内容となっているのであります。

登録に当たって、職員団体の規約における目的の取扱いは、相当程度緩やかになっているという行政実例があることは承知していますが、登録できるかできないかという可否の問題と、登録すべきかどうかという適否・妥当性の問題は自ずと異なるものと考えます。

人事委員会への登録に当たって、広教組の規約における目的はどのようになっているのか、また、規約における目的と広教組の2003年度の運動方針には整合性があるのか、さらに、その運動方針に見られるように、構成員たる教職員に対して、違法・不法行為を事実行為として奨励している広教組の登録を取り消すことについて、人事委員会事務局長の御所見をお伺いいたします。

今そこにある教育の危機的な状況を乗り越え、新たな「教育県ひろしま」の創造に向け、県民の総力が結集されることを心から念願しております。

五、補正予算の問題について

さて、今次定例会では、財政の問題を背景として、積極的な施策展開について、多くの議論が交わされたところであります。

本会議での質問の締めくくりにあたり、今後の財政運営の問題について、最後に質問いたします。

今回の9月補正予算は、財政再建の根本的な議論がない中で、単独公共を削減し、合併を控えた市町村の支援という点において、不十分なものと言わざるを得ません。

そこで、今回の補正での積み残しを含めて、今後、合併を控えた市町村の支援にどのように対応されるのか、お伺いいたします

次に、今後の予算編成の指針となる新たな中期財政運営方針について、「大まかな案をこの秋に示す」と答弁で表明されましたが、今後の財政収支について、その前提を、余りに悲観的に考えすぎて、財政が縮小均衡に陥ってはなりません。

小泉首相は、平成18年度2パーセントを超えるプラス成長を目標としておりますから、そういった今後のプラス成長ということも視野に入れた収支見通しを立て、財政運営を行っていく必要があると思います。

また、財源確保の努力として、市町村合併の取組は全国でもトップランナーの本県として、合併を含めた分権改革を推進するために、さらなる地方財政措置の充実を国に求めることも必要です。

これまでの財政健全化の取組は、県税収入の落ち込みに対応

して、事業費を削減するばかりで、県勢を発展させるという観点に乏しく、怠慢と言わざるを得ないのであります。県税収入の動向は、県勢、すなわち県の勢いを計るバロメーターでもあり、税収が落ち込むことは、県勢の衰退を意味するのであり、新たな計画は、税収の増加を目標とし、県勢の拡大発展を目指す意気込みを明確にした計画としていくべきであります。知事の決意をお伺いいたします。

さて、議会は良識ある言論の府であります。大いに議論し、意見を主張することは結構ですが、自らの発言、答弁には、責任を持つことは言うまでもないことであります。

今次定例会での答弁が、言葉だけにならないように、心して、今後、対応していただくことを強く要請して、私の質問を終わります。

ご清聴、誠に有難うございました。